

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県内場池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一の井地区）を行うことについて平成19年3月1日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成19年3月16日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀